

○山井委員 おはようございます。三十分間、質問させていただきます。

国保法、医療の質問の前に、ちょっと塩崎大臣の発言についてお聞きをしたいと思います。

昨日、参議院で石橋議員も質問されたかと思うんですが、講演会で企業の経営者の方々に、高度プロフェッショナルについて、千七十五万円の年収要件は高いけれどもという話をされたそうです。いつ、どこで、どういう趣旨の発言を塩崎大臣はされたのか、ちょっと御説明ください。

○塩崎国務大臣 これは、四月の二十日月曜日に日本経済研究センターで朝食会がございまして、そこで講演をいたしました。テーマは社会保障改革の展望ということで、主に、医療のこれからの改革について、今御審議をいただいているこの保険制度についてもお話をさせていただいたところでございまして、その中で、一番最後に労働法制についても、経済界の方が中心でありましたので、お話をいたしました。

原稿なしでしゃべっておりますし、記録もとっていないので、正確にどういうことを申し上げたかはよく覚えておりませんが、高度プロフェッショナル制度については、派遣法についても、いずれも、しっかり国会で通したいということを行ったろうというふうに記憶をしますが、高度プロフェッショナル制度などについての、いろいろ経済界から要望があるけれども、国会でいろいろ御意見もあるので、なるべく見守ってほしいという意味合いで申し上げたわけでありまして、具体的に何という表現を使ったかは私は記憶をしておりません。

○山井委員 二十日というと、きょうが二十四日ですから、まだ四日前の話ですよ、四日前。

それで、私も漏れ聞くところなんです、千七十五万円は高過ぎるけれども我慢してほしいという趣旨のことをおっしゃったと聞いているんです。私も未確認ですが、そういう趣旨の話はされていませんか。

○塩崎国務大臣 これはもう何度も答弁もしているように、千七十五万円というのでお願いをするということでもありますから、それが高いとか低いとか、そんなようなことは私は言うはずもないと思います。

ただ、申し上げているように、記録が残っているわけではないので、正確に一字一句どう言ったかはよく覚えておりません。

○山井委員 対象がちょっと少ないけれどもとか、そういうことはおっしゃっていませんか、高度プロフェッショナルの。

○塩崎国務大臣 余り記憶はありませんけれども、少なくとも、もともと一千万円以上もらっていらっしゃる方が全体で四%しかいないということで、それで、役員で一・五%を引くとあと二・五で、さらに希望する人だから、かなり少なくなりますねという話はこの場でも何度も申し上げているので、そういうことは申し上げたかもわかりません。

しかし、それを広げろとか、あるいは、むしろ、ずっと経済界が千七十五万を下げろとか何とかいうような話を言っていることについて、私はどちらかというとき非常に不快に思っていて、今の法律を法律どおり通すというのが私の責務だというふうに考えております。

○山井委員 ということは、塩崎大臣、将来、千七十五万円を下げるということはないということですか。

○塩崎国務大臣 これは何度も申し上げているように、法律でもって、年収の、三倍を優に超える額を基準にしていくということを行っているわけで、その法律を変えるかどうかは、私が決めることではなくて国会が決めることですので、それは国会の問題だというふうに考えており、私は今、この法律をお通しいただくということが私の最大の使命と考えております。

○山井委員 極めて無責任な答弁だと思います。三倍から二倍にするというのは、一行か二行の改正で済むかもしれませんよ。そうしたら、結局、来年にでも簡単に換えられるということじゃないですか。そういう考え方なんですか、塩崎大臣。あとはもう知りませんと。

ということは、千七十五万円が将来、二倍だったら七百万円ぐらいですけれども、なるかどうかは国会の自由で、自分は特に関知しませんということですか、塩崎大臣。

○塩崎国務大臣 今回の法律も、労政審で反対意見があるとはいえども、その審議会で議論を重ねて出てきた法案でございまして。法律というのは、きょう傍聴席にもたくさんおいででありますけれども、やはりそう

いう事前の議論を重ねた上で出てきているものであります。

今回は、今申し上げたように、年収が平均給与額の三倍を相当程度上回る水準以上の人というのが法律に入っているわけで、これをお願いをし、後に省令でもって千七十五万円というのを参考にしていくということを書き込もうということを行っているわけであって、私が申し上げているのは、法律というのは国会で決まるんだということを一般論として申し上げているだけの話で、国会でどういうふうに決まるのかということは国会が決めることだということで、私が下げるとかいう意思を持っているかどうかということは、ここでは全く関係ない。

私の責務は、今お願いをしている法律をしっかり議論していただいた上で、一日も早くお通しをいただくということが一番大事なことでございます。

○山井委員 ということは、将来、法改正で三倍が二倍になったら、年収要件は七百万円に下がるということですか。

○塩崎国務大臣 それは、今申し上げたように、国会に法律が政府から出てくるというのは、相当な議論を重ねて、それも、政労使が三位一体となって議論をする労政審で議論がまとまって初めて出てくるわけでありまして、それがどうなるかということなので、私たちは今そういうことを想定しているわけでは全くありません。

○山井委員 塩崎大臣、現場のことをわかっておられないんじゃないですか。私はこの労政審を毎回傍聴させていただきました。最後の決めるときも傍聴させていただいて、その場にいました。労働側が大反対と言っている中を押し切って決めているんじゃないですか。全然、労使で合意して決めていませんよ。反対意見がついていないですか。

だから、反対意見がついて、労働側が反対しているにもかかわらず、国会で、何か労働側も合意しているのかなことをおっしゃるのは、私は極めて問題だと思います。

最初の質問に戻りますが、そうしたら、小さく産んで大きく育てるとか、そういう趣旨のことは、高度プロフェッショナルに関してはおっしゃっていませんか。

○塩崎国務大臣 先ほど来申し上げているように、私は一字一句覚えているわけではございませんが、むしろ、小さく産んで大きく育てると言っている経済界の方がおられるということは、私どもとしては国会で審議をお願いしている立場上、非常に迷惑な話だなということを思っていたことは事実であります。私の心の中にはそれがありません。

したがって、その後どういうふうに言ったか、私も、申しわけありませんけれども、一字一句覚えていませんが、そういうことはちょっとお静かにしていただいて、国会での議論を注視してもらいたいという気持ちでありますので、どう言ったかはわかりませんが、そういう趣旨で発言をしているはずではございませんけれども、なお、実際にどういうふうに言ったかということは、一字一句はよく覚えていないというのが事実でございます。

○山井委員 ちょっと私、ひっかかるんですけれども、お静かにしていただいてというのは、結局、経済界の方々が本音の、千七十五万円は少な過ぎると言えば、法案審議に差しさわりがある、とにかく、法案が通ってからは広げるから、法案が通るまでは静かにしておいてくれ、そういう趣旨なんじゃないですか。

○塩崎国務大臣 今お願いをしている法律と違うことを言われれば、当然それは審議に余りいい影響がありませんので、私どもは何しろ今出しているものがベストだと思って出しているわけでありまして、これをしっかり御審議いただいた上でお通しをいただくことが我々としては一番大事だし、私の責務は、それが大事な使命だということに考えているということでございます。

○山井委員 なぜこの発言が問題になっているのかというと、将来、年収要件を下げるんじゃないか、そういう見方が高まっているんですよ。

塩崎大臣の中で、最初に質問もしましたが、もうこの千七十五万は絶対なんだ、将来も下げないんだ、ごく一部の人の話ですよという決意が全然感じられないんですよ。今回はまずこれを通します、後は中所得者に広がるかもしれない、それは国会が決めることですよ、それは法案を通す大臣として極めて無責任なんじゃないですか。

○塩崎国務大臣 これはもう先ほども明快に御答弁申し上げたように、今そのようなことは私の頭には全くないし、考えてもいないということをお知らせしました。今は、今ベストだと思ってお出しをしているこの法律を御審議いただいて、一日も早く成立をお願いしたいということを考えている以外は何もございません。

○山井委員 私もちろんその場にいたわけではないですが、では将来、年収要件を拡大する、あるいは対象を拡大するというような含みを持たせたような発言はされていないということでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほど来申し上げているように、原稿も何もなしだし、記録もテープもとっておりませんので、どういうふうに正確に一字一句言ったかはよく覚えておりません。

しかし、私の思いを申し上げれば、小さく産んで大きく育てるみたいなことをおっしゃっている方がおられることについては、私は不快感を持っていた。そういう中で、法律を法律のまま通したいので、静かにしていただくとありがたいということをお願いしたということはあったかもわからないなという記憶が残っているぐらいでございまして、気持ちは今申し上げているとおおり、今の法律どおり通していただきたいし、それを変えることを今考えていることは全くないということでございます。

○山井委員 では、これは重要なポイントですから、その議事録、そしてテープ、どこか探せば私はあると思うんです、大臣の講演ですから。それを一回探していただいて、それを理事会に提出していただけますか。

○塩崎国務大臣 私の真意は今申し上げているとおおりでありますので、それで御理解を賜りたいというふうに思います。

○山井委員 いや、だから、その大臣の真意を知りたいんですよ、私たちは。

多分、厚生労働省は持っていると思いますよ。議事録とテープと、あれば出してください。いや、なかったらしようがないですよ。あれば出してください。

○塩崎国務大臣 普通は、それを探すのは私ではなくて、問題だと思われる方が探されるのが普通のように私は思います。

一方で、きのう石橋先生から御質問があった際に、事務局には早速聞いてみました。議事録ありますか、レコーディングとっていますかと聞いてみましたが、いずれもないということだったので、私としては何もできないなというふうに思っております。

○山井委員 ぜひ探す努力はしていただきたいと思います。

このことはまた今後議論したいと思いますが、議事録やテープがある可能性は、とにかくいろいろ探してみてください。

○塩崎国務大臣 日経センターの方にお聞きをいたしました。その際に、レコーディングもしていないし記録もとっていないということを明確に言われたので、正直言って、私としても、正確に一字一句何と講演でお話をしたかなということは、それは、こういう御質問があったわけですから知れたわけでありましてけれども、残念ながらそういうことなので、今こうやって私の本音をお話し申し上げて、御理解を賜ればというふうに思うところでございます。

○山井委員 限られた時間ですので、次に移ります。

医療、国保の質問の前に、もう一点だけお聞きしたいんです。

四月二日、安倍総理は、官邸で、子供の未来応援国民運動発起人集会を開かれまして、その中でこう語っていらっしゃるんですね。経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯の自立を応援していく必要があります、子育て、生活、就業、経済面などについて一層の充実を図っていくとともに、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えていく必要がありますと。

割とここで重要なのは、子育て、生活、就業、経済面などについて一層の充実を図っていくということを安倍総理はおっしゃっているんです。経済面、これは重要です。

安倍総理は、ことしの施政方針の演説でも、親の経済力の差によって大学進学できない子供があってはならない、全ての希望する子供たちが大学進学できるようにということをおっしゃっておられます。

そういう意味では、私も予算委員会で安倍総理に、塩崎大臣も聞いていられたと思いますが、児童扶養手当、遺族年金の二十までの支給年齢引き上げ、それと児童扶養手当の多子加算、二人目を五千円から一万円に引き上げるべきではないかということ質問し、安倍総理も、検討すべき課題だという前向きな答弁をされておりました。

そこで、今回、四月二日、そして四月二十日にも関係府省会議の開催ということで指示が出ているわけですが、私も質問させていただいた児童扶養手当や遺族年金の二十までの年齢引き上げと多子加算の増額、これも今回の

検討課題の中に含まれているということですのでよろしいですか。

○塩崎国務大臣 山井先生が子供の貧困に対して非常に御熱心に取り組んでいらっしゃることで、そしてまた予算委員会で御質問されたのも私も拝聴していたわけですので。

この四月の二日に開催されたのは、子供の未来応援国民運動の発起人集会というのが開催をされました。総理が出席をされましたが、あと、有村大臣、下村大臣、私と、三人閣僚が参加をいたしました。

総理からは、経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯の自立を応援するために、夏をめどにその方向性を取りまとめ、そして年末をめどに財源確保を含めた政策パッケージを策定する旨の指示が、厚生労働大臣を初め我々にございました。

また、これを受けて、今お話があったように、四月の二十日に、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議というのが設置をされて、ここで、関係府省を集めて、厚生労働省ももちろん入っておりますが、議長は世耕内閣官房副長官でございまして、関係府省に対して検討指示がございました。

この指示は、一人親家庭、多子世帯等の支援施策を総点検し、さらなる充実策を検討すること、それから、夏をめどに充実策、財源確保の方向性の取りまとめを行い、可能なものは今年度からも実施をする、それから年末までに財源確保策も含めた政策パッケージを策定すること、こういう指示が世耕副長官からありました。

今後、厚生労働省としては、児童扶養手当、今お話がございましたが、これらの経済的な支援を含めて、子育て、生活、そして就業など、一人親家庭などの自立に向けた支援の充実策について、それも、自立への効果とかあるいは財源の確保などの課題に留意をしながら、幅広く関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいということですので、今お話がございました児童扶養手当などの経済的支援を含めて検討してまいりたいということは、御指摘のとおりでございます。

○山井委員 ちょっとここは重要なところなのであえて確認させていただきたいんですが、子ども貧困対策法、この衆議院厚生労働委員会で二年前に成立をいたしました。そんな中で、昨年も、子供貧困対策大綱をつくるための検討会議が何度も開かれた。その中で、当事者の方々や一人親家庭の方々からの最大の要望が経済的支援、つまり、児童扶養手当の多子加算の増額あるいは引き上げ、そして二十までの年齢拡大だったわけです。そういうことも含めて今回検討をされるということでもいいですね。もう一度、答弁をお願いします。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、今御指摘の児童扶養手当等の経済的支援を含めて、さまざまな支援策の充実について、自立への効果や財源の確保などの課題に留意しつつ、幅広く関係者の意見を聞きながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○山井委員 これは、子ども貧困対策法、全ての党派で、この厚生労働委員会で成立させた。しかし、一番の悲願である児童扶養手当の拡充というものがまだ実現していない。やはりこれは本当に党派を超えて実現をせねばならないと思っております。

そして、国保法に関連してなんですが、私、医療費適正化のところで非常に心配に思っていることは、診療報酬、介護報酬なんですね。

適正化ということは、持続可能性の上でもそれは一定必要だということは私は理解しないではありませんけれども、診療報酬を下げる、あるいは、医療費適正化計画の中に地域包括ケアシステムの構築を図ると書いてあるけれども、先日も中島委員が質問されていましたが、地域包括ケアシステムの構築どころか、今、介護職員の賃金が下がったり、介護職員、障害者福祉施設の職員が集まらなかったり、あるいは廃業が相次いでいるんですよ。地域包括ケアシステムの構築じゃなくて、崩壊が今始まっちゃっているんですよ、残念ながら。構築じゃないんですよ、崩壊なんですよ。

そういう意味で、塩崎大臣にお聞きしたいんですが、三月三十一日にも通知を出しておられます。この間、介護職員の賃金引き上げ、障害者福祉職員の賃金引き上げ、この処遇改善加算に関して通知を出しておられるんですけども、ここでどう書いてあるかということ、「経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にある」、こういうときには賃金を下げていいということになっているんですね。

これは、塩崎大臣、ちょっと重要なところなんですが、ということは、介護職員の賃金一万二千元上がるとおっしゃっていましたが、赤字であったら、一万二千元上げるどころか下げてもいいということですか、この通知は。

○塩崎国務大臣 基本的な考え方は、民主党政権のときも同じようにやっていたことをそのままやっているわけでありまして、今回の介護報酬と障害福祉サービス等の報酬の改定は、もう言うまでもなく、御案内の一万二千円相当の処遇改善を加算で行うとともに、必要な収支差が残るようには配慮しながら、基本サービス費の適正化を行うということでありまして、今回、加算の運用の見直しというのを同時に行うということを何度も申し上げております。

合理的な理由がないにもかかわらず、賃金水準全体を引き下げることが認められないこととしておりまして、具体的には、計画や実績報告に記載する項目を見直して、賞与などを明確に含めた賃金改善の額を正確に把握する、そして、従来の処遇改善加算においても認められていた、経営悪化等によってやむを得ず賃金水準を低下せざるを得ない場合の取り扱いについて、適切に労使の合意を得るなど適切な運用がなされているかどうかということも確認をするために、新たにそういった点の資料を届け出るということを求めることにしているわけでございます。

また、この取り扱いについては、賃金水準を引き下げざるを得ない状況が今度改善をした場合には、そのときには賃金水準を引き下げ前の水準に戻すということも求めることとしているわけでありまして、賃金水準を低下させることはこれまでも認められていたわけでありまして、今回、運用の厳格化を図っておりまして、介護職員や障害福祉職員の処遇が着実に改善されるように、厚労省は、都道府県としっかり連携しながら、運用をしてみたいと考えているところでございます。

○山井委員 安倍総理は予算委員会で、間違いなく一万二千円上げるようにしますと、間違いなくNHK全国放送でおっしゃったわけですね。でも、この通達によったら、収支が赤字である、資金繰りに支障が生じた場合は賃金を下げていいということになっているんですよ。

それに、民主党政権と一緒にしておっしゃいましたが、全然違いますよ。民主党政権は介護報酬を上げたんです、〇・八％。今回は史上最大の二・二七％下げているんですから、全然違うんですよ、それは。

資金繰りに支障が生じる場合は賃金を下げてもいいと通知はなっていますけれども、そうしたら、赤字でなくても、黒字であっても、資金繰りに支障が生じた場合は下げてもいい可能性はあるということですか。黒字だったら、下げるのは絶対だめなんですか。

○塩崎国務大臣 処遇改善加算につきましては、従来と同様に、例外的な場合について賃金水準の引き下げを認めているわけでありまして、今回の改定ではしっかりと運用の厳格化を図っているというのが先ほど申し上げていることです。

具体的には、介護サービス事業所等の法人の収支について、サービス利用者数の大幅な減少などによって経営が悪化して、一定期間にわたって収支が赤字である、そして資金繰りに支障が生じる等の状況、それから、介護職員や障害福祉職員の賃金水準を引き下げることについて適切に労使の合意を得ていることなどの必要な手続を行ったことなどについて、新たに届け出を求めるということにしているわけでありまして。

こうした場合には、介護職員等の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を図ることはやむを得ないものと考えておりますけれども、法人の経営とか介護職員等の賃金水準の改善の見込みとか、あるいは賃金水準を引き下げざるを得ない状況が改善した場合には、賃金水準を引き下げ前の水準に戻すということを先ほど申し上げたとおり求めているわけであって、こうした運用を適切に行うことによって、着実に処遇改善を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山井委員 塩崎大臣、わざと私の質問に答えておられません。私はシンプルに聞いているんですよ。

黒字でも、資金繰りに支障が生じた場合は賃下げが認められる可能性はあるんですか。イエスなんですか、ノーなんですか。

○塩崎国務大臣 黒字であっても、例えば資金繰りが回っていかないとか、そういうことがある場合には、労使の合意を得ていることなど必要な手続をとった上で行えるということになっております。

○山井委員 私、びっくりしましたね、本当に。予算委員会で、安倍総理が全国の国民に一万二千円間違いなく上がりますと言って、今、黒字であっても下げてもいいと。

先日の中島委員の質問の資料によると、中島委員が山梨県で特養のアンケートをされたら、二十の介護施設の

中で、黒字になるのは七つ。十三、六五%は赤字ですよ。おまけに、黒字であっても資金繰りに支障が出たら下げてもいいというのであれば、一万二千円上がるどころか、これは下手したら、七割、八割も可能性としたら下げてもいいということになるじゃないですか。それは余りにもひどいんじゃないですか。

私も正直言ってちょっとびっくりしましたけれども、黒字でも、資金繰りに支障が生じる、資金繰りに支障なんかいっぱい生じますよ。過去最大、二・二七%下げているんですから、生じるのが普通なんですよ。一万二千円を一万円に、賃上げ、まけてくれじゃないですよ、賃下げしてもいいと言うんですよ。これは、でも、ちょっと余りにもひどいんじゃないですか、塩崎大臣。

塩崎大臣、やはりこれはおかしいですよ。黒字でも賃金を下げていい、赤字ならなおさら賃金を下げていい。今まで言っていた一万二千円は確実に上がりますというのほうじゃないですか、そうしたら。

○塩崎国務大臣 先ほど来、よくある話ですけれども、例外的なケースをよく引用されてこられるわけでありませけれども、黒字のときに下げることがあり得るとするのは、民主党政権時代からでも行われていたと私は聞いております。

それも、しかしやはり例外的なことであって、先生御指摘のとおりでありまして、これは今回の報酬改定に臨んでやっても同じように例外的な扱いですけれども、それは一つ一つ、先ほど申し上げたように、必要な手続を経て、届け出をしてもらって、なぜそういうふうにしないといけないのかということの説明してもらわなきゃいけないということを、今までよりもずっとはるかに詳しく説明をしてもらうということをやっているのです、だからこそ運用の改善だということをお願いしているんです。

ですから、赤字のときに、処遇改善加算をとっていながら、残念ながら処遇を、賃金を少し下げなきゃいけないということをはかねてからあったわけですけれども、そのときも、余り報告もきちっとしないままにやっていた。しかし今回は、ボーナスを含めて全部についてちゃんと見た上で、計画も出し、そして事後報告もしてもらうという形であり、また、その事情が解消したときには賃金をもとに戻してもらうということも議論をしていくということをお願いしているわけでありますから。

そしてもう一つ、老施協あたりでも、今回の報酬改定を受けても、しっかりとサービスの低下は起こらないようにするということをはっきり私たちにも伝えてきている、皆さんにも伝わっていると思いますけれども、そういうことで決意を持ってやっていただいている。

我々は、収支差を残しながら経営が成り立つようにしていくということをやっているのです、まだ四月一日からの手当てでございまして、これがどうなるかをしっかり注視してまいりたいというふうに思っております。

○渡辺委員長 山井君に申し上げます。

申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力よろしく申し上げます。

○山井委員 もう質問は終わりますが、今聞いてもらったらわかるように、聞いていないことまでだらだらだら答弁して、それで結局申し合わせの時間が来ましたからって、これは質問妨害ですよ、聞いていないことをどんどんどんどんしゃべるのは。

私もこれで終わりますが、ただ、塩崎大臣、塩崎大臣は認識が根本的に間違っているんです。民主党政権のようにとおっしゃいますが、民主党政権では介護報酬を上げたんですよ、〇・八%。上げたんだから資金繰りはそんなに苦しくならないんですよ。今回は二・二七%、物価高の中で過去最大下げているんですよ。資金繰りは苦しむに決まっているんですよ。苦しむならないところの方が例外なんですよ。

だから、そういう意味では、私たちが指摘しているのは例外的な話じゃなくて、一般的なことなわけですよ。長妻大臣のときにも、十年ぶりに診療報酬は〇・一九%引き上げたんですよ。自民政権と民主党政権は真逆なんです。そのことだけをきっちりと言っておきます。

きょうの答弁は本当にびっくりいたしました。これからも引き続き追及したいと思います。

ありがとうございます。